

札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピーの使用に関する取扱要綱

平成26年4月4日環境局長決裁

最近改正 平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市の生物多様性シンボルマーク及び生物多様性キャッチコピー（以下「シンボルマーク・キャッチコピー」という。）の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な活用を図ることにより、生物多様性の普及啓発を促進し、生物多様性の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定めるシンボルマーク・キャッチコピーとは、別記「札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用基準」に定めるものをいう。

(権利等)

第3条 シンボルマーク・キャッチコピーに関する一切の権利及び権限は札幌市に属し、それを使用する者が自己の商標及び意匠として登録することはできないものとする。

(使用等)

第4条 シンボルマーク・キャッチコピーは、個人、企業、その他団体において、営利、非営利を問わず使用できるものとする。

2 シンボルマーク・キャッチコピーを使用しようとする者は、あらかじめ、「札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用申請書」（様式1。以下「使用申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その限りではない。

- (1) 生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークの活動拠点が使用する場合
- (2) 個人が営利を目的とせず、名刺、ホームページ等に使用する場合
- (3) その他市長が認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、第4条第2項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、次の各号に該当する場合を除き、シンボルマーク・キャッチコピーの使用を承認する。

- (1) 札幌市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動のために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (4) シンボルマーク・キャッチコピーの使用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (5) その他使用を承認することが適当でないとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき使用を承認したときは、「札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用承認通知書」(様式2)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき審査した結果、使用が不適切と判断したときは、「札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用不承認通知書」(様式3)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマーク・キャッチコピーを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された事項以外に使用しないこと。
- (2) 市長が特に認めた場合を除き、デザインの改変(縦横比率を維持した拡大縮小は除く)、描き足し、一部分の使用及び一部分の消去を行わないこと。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認の取消)

第7条 市長は、シンボルマーク・キャッチコピーの使用が、この要綱又は承認内容に違反していると認められるときは、第5条第1項の承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、申請者に理由を付して書面で通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合にあっても、使用してはならない。
- 4 承認を取り消されたことにより生じた損害に対して、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用に際して生じた損害に対する責任)

第8条 札幌市は、シンボルマーク・キャッチコピーの使用に際して、自己や第三者へ損害を与えた場合においても、一切の責任を負わない。

(使用料)

第9条 シンボルマーク・キャッチコピーの使用料は、無償とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク・キャッチコピーの使用に関し必要な事項は、環境管理担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式2

札幌対第 号
年 月 日

(申請者名) 様

札幌市長

札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用申請については、下記のとおり承認します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条件	<p>下記事項のほか、「札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピーの使用に関する取扱要綱」を遵守してください。</p> <p>なお、要綱又は承認内容に違反していると認められる場合は、承認後であっても承認を取り消す場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 承認された事項以外に使用しないこと。(2) 市長が特に認めた場合を除き、デザインの改変（縦横比率を維持した拡大縮小は除く。）、描き足し、一部分の使用及び一部分の消去を行わないこと。(3) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。(4) 商標及び意匠の登録の出願は行わないこと。(5) その他、定めのない事項については札幌市の指示に従うこと。

様式3

札幌対第 号
年 月 日

(申請者名) 様

札幌市長

札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、札幌市生物多様性シンボルマーク・キャッチコピー使用申請については、下記の理由により不承認としますので通知します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
不承認の理由	